

○岡山市御津郷土歴史資料館条例

平成21年10月8日

市条例第55号

(設置)

第1条 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、岡山市北区御津金川529番地1に岡山市御津郷土歴史資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

(事業)

第2条 資料館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 郷土の歴史、考古、民俗、美術工芸等の資料、参考資料その他文化財の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 資料に関する専門的又は技術的な調査研究に関すること。
- (3) 展示会の開催に関すること。
- (4) 文化財に対する愛護意識の普及啓発の活動に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項の情報提供に関すること。

(禁止行為等)

第3条 何人も、資料館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 資料及び施設をき損し、汚損し、又は滅失する行為
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
- (3) その他資料館の管理上支障があると認められる行為

2 教育委員会は、前項の規定に違反した者又はそのおそれのある者に対し、資料館への入館を拒み、又は資料館からの退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第4条 入館者は、故意又は過失により、資料館の資料又は施設をき損し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会

が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年3月22日から施行する。